

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第一期入試 憲法

【出題趣旨】

オウム真理教解散命令事件を素材として、信教の自由、同自由に対する制約を「間接的で事実上の」と評価することの是非の理解について問う問題である。事例問題の設定に応じて、事実をどのように評価するのも問う。それぞれの論点についてどのように議論すれば、説得的なものになるかを考えてほしい。

【採点基準】

- ・ 信教の自由について理解が正確か。
- ・ オウム真理教解散命令事件についての理解ができているか。
- ・ 信教の自由に対する制約はどのように認定できるか。
- ・ 以上の論点について、問題の事実を抽出・評価しながら論じることができるか。

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第一期入試 刑法

【出題趣旨】

責任無能力状態における殺害行為の事例を素材に、いわゆる「原因において自由な行為」の法理、刑法上の因果関係、殺人罪の実行行為性および故意等に関する基礎知識と具体的事例に対する応用力、ならびに論理的思考・記述能力を試す趣旨である。

【採点基準】

※（ ）内は、配点割合（%値）である。（半角数字は内訳）

第1 事案分析（10）

事例に即して、殺意の生じた時期との関係を含め、いわゆる「原因において自由な行為」の法理適用が問題となり、同法理の理解如何により結論が分かれること等を的確に把握していること。

第2 原因において自由な行為（54）

1 法理に関する一般的知識（22/54）

- ・「原因において自由な行為」が問題になる場合とはどのようなものか。
「行為と責任との同時存在原則」との関係についての指摘（10）
- ・同法理により責任無能力状態での行為が可罰的となる論理
「構成要件モデル」・「例外モデル」に基づく可罰根拠、範囲、要件等（12）

2 具体的事案の評価（32/54）

- ・1に示した知識を具体化し別の見解に基づく考え方との対比（16）
- ・自己の見解からの評価（16）

第3 因果関係（26）

1 因果関係に関する一般的知識（10/26）

因果関係判断の判断基準、判断方法について、判例を含め適切な知識があること。

2 具体的事案の評価（16/26）

事例における因果関係判断が適切になされていること。

第4 総合評価（10）

上記以外の加点・減点要素を考慮する。

加点例：全体としての構成の巧みさ、論理的一貫性

減点例：明らかな誤り、論理矛盾

以上